

第 2 期富田林市教育大綱 (案)



令和〇年〇月

富田林市

～ はじめに ～

「市長ご挨拶」掲載予定

1. 教育大綱策定の趣旨、及び対象期間

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市と教育委員会がこれまで以上の連携を図り、教育行政を推進していくため、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、地方公共団体の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することとされました。

本市では、市長と教育委員が教育行政について議論する場である「総合教育会議」を開催し、平成28年9月に令和元年度までを対象期間とした「富田林市教育大綱」を策定いたしました。

今般、対象期間の到来を迎えるにあたり、教育行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「子育てするなら富田林」、「こどもが元気に育つ富田林」をめざし、市長の所信表明、並びに本市の「総合ビジョン、及び総合基本計画」との整合性を図り、総合教育会議において、市長と教育委員による意見交換、及び議論を重ね、本市の教育に関する基本方針として、第2期教育大綱（素案）を策定しました。

なお、本教育大綱の対象期間については、令和2年度～令和6年度までの5年間とし、PDCAサイクルによる検証を行い、事業の改善に取り組んでまいります。

また、国や府の動向、社会情勢の変化に応じ、総合教育会議において協議調整し、必要に応じて見直しも行います。

《 参 考 》

関係法令条文（抜粋）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成26年6月20日改正）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2. 教育大綱の策定にあたって

今日、児童虐待や子どもの貧困対策などが社会問題となる中、あらゆる機関が地域と連携し、子育て世代の保護者を孤立させないために、子育てを支えあうためのコミュニティの構築が重要となっております。

また、近年、急激に進展するグローバル化や情報化社会において、子どもたちには、解決が困難な課題に対し、他者と協働しながら解決を図っていく力が必要であり、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力、チャレンジ精神等の資質や能力が求められております。

今後は「地球上の誰一人取り残さない」とするSDGsの理念を踏まえ、市民との共有、協働した取り組みを進め、市民の誰もが自分らしい生き方を実現できるよう、生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりが必要です。

このような中、本市におきましては、これらの取り組みを進めるにあたりアンケートなどを通じ、子どもたちの声を受け止めるための広聴活動や子どもたちへの積極的な情報発信に取り組んでまいります。

3. 基本理念

「夢と希望が輝き、笑顔あふれるまち 富田林」

自然、歴史、文化に彩られた「麗（うるわし）のまち富田林」で生まれ育つ子どもたちには、地域の方々との温かいふれあいや学校教育を通して、自己肯定感の高揚や郷土愛を育み、自分の夢や希望に向かって、自らの可能性を広く伸ばしていくことができる人に育てて欲しいと願っております。

市民の誰もが自分らしく生き、笑顔で幸せな人生が送れることを願い、「夢と希望が輝き、笑顔あふれるまち 富田林」の具現化をめざすことを本教育大綱の基本理念とします。その上で、6つの基本方針を策定し、各方針に基づいた重点取り組みを進めてまいります。

4. 6つの「基本方針」と各方針における重点取組

基本方針 1

子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図ります。

I 「確かな学力」を育みます

《グローバル社会に対応できる資質・能力の育成》

幼稚園、小・中学校での英語教育や異なる国や文化に慣れ親しむ教育を通じて、主体的にコミュニケーションを図ろうとする力など、急激に進むグローバル社会に対応できる資質・能力を育みます。

《全ての子どもの学力向上に向けた取組み》

子どもの学力向上については、誰ひとり取り残さない教育の実現に向け、不断の授業改善に取り組むとともに、習熟度別学習などを活用し、きめ細かな指導に努めます。

《教職員の資質・能力の向上》

学校園の教育力向上のため、教職員の研修等の機会を充実し、その資質・能力の向上を図ります。

《ICT環境などの学習環境の整備》

子ども一人ひとりに応じた学びを実現するため、一人一台端末をめざしたICT環境など、計画的な学習環境の整備に努めます。

Ⅱ 「豊かな心」を育みます

《人権感覚醸成のための取組み》

子どもたちの人権に対する正しい理解や自他ともに認めあえる人権感覚の向上を図るため、教育活動全体を通じて、人権尊重の教育を実施します。

《人間性豊かな子どもの育成》

道徳教育の充実を図り、お互いの「生命・人格・人権」を大切にし、他者を思いやる心や生命を尊重する心を持った、人間性豊かな子どもの育成に取り組めます。

《自己肯定感を高める教育の充実》

これからの時代に求められる「学びに向かう力、人間性」等の資質・能力を育成するとともに、様々な成功体験を通じて、自己肯定感を高める教育の充実に努めます。

Ⅲ 「健やかな体」を育みます

《体力向上に向けた取組みの充実》

子どもの体力向上のため、運動に親しみ、意欲的に体力づくりに取り組むことができるよう、子どもたちの運動習慣の確立に努めます。

《子どもたちの感染症予防と健康観察の促進》

新型コロナウイルスなどの感染症予防のための正しい知識・理解を深め、日常生活の中から、手洗い、うがい、バランスのとれた食事や適度な運動など、感染症対策の態度や技能を育てます。また、日常的に子どもたちの健康状態を観察し、体調不良や心理的ストレスや悩みなど、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ってまいります。

《安全な学校給食の提供と食育の推進》

安全な食材を使用し、栄養バランスの取れた学校給食を提供することにより、子どもたちの健康の保持増進に努めます。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育に取り組みます。

《学校給食における食物アレルギー対応食の提供》

食物アレルギーを有する子どもが、他の子どもたちと同じように学校給食を楽しむことができるよう、食物アレルギー対応食の提供を推進します。

基本方針 2

子どもたちの安全・安心を最優先し、保護者・地域からも信頼される「学校園づくり」に努めます。

《学校施設の安全性の強化》

学校園施設が安全で快適に過ごすことができるよう、施設の老朽化対策や防災機能の強化等、安全性の確保に向けて取り組みます。

《通学路の安全対策とボランティアの育成》

子どもたちの安全確保のため、地域の方々や関係課とも連携し、通学路の安全対策に取り組みます。また、「子どもの安全見まもり活動」にご協力いただいている方々の交流やボランティアの育成に努めます。

《いじめを許さない学校づくり》

いじめ問題については、「富田林市いじめ問題対策委員会」と各学校の連携を密にし、未然防止・早期発見・早期対応のための対策を講じるとともに、関係諸機関と連携してきめ細かな対応に努め、いじめを許さない学校づくりを推進します。

《不登校児童生徒へのサポートと学習支援の場の充実》

不登校児童生徒に対して、適応指導教室「すこやかスクール YOUYOU」やスクールソーシャルワーカーなどを活用し、関係機関とも連携を図り、学校復帰をめざした取り組みを進めてまいります。

《外国にルーツのある子どもやその保護者への支援》

外国にルーツのある子どもが在籍する教育現場において、日本語指導員の派遣などを実施するとともに、関係機関とも連携し学校生活及び保護者への支援に努めます。

《支援教育の推進》

特別なニーズのある子どもたちに対しては、福祉や医療など関係機関と連携を図り、適切な支援や指導に取り組みます。

《各教育課題への対応》

地球温暖化をはじめとする環境問題や子どもたちの防災意識を高める防災教育など、様々な教育課題に取り組み、子ども一人ひとりが自ら考え行動できる力の育成に努めます。

基本方針 3

家庭教育を支援し、地域、関係機関とも連携を図りながら、地域に根差した教育を推進します。

《幼児期から大学までの相互連携による継続した子育て支援》

幼稚園・保育所等や小学校・中学校の相互の連携を図り、様々な機会に交流や体験を通して、円滑で切れ目のない接続を図るとともに、さらには高校・大学等との連携を進めます。

《家庭教育への支援》

子どもの教育に関して重要な役割を果たす家庭教育については、各家庭の自主性を尊重しつつ、その支援に努めます。また、男女共同参画の観点からも子育てに関するさまざまなテーマを取り上げた学習を実施し、家庭教育支援に取り組みます。

《幼保連携による子育て支援の充実》

幼稚園・保育所等の連携や交流を図り、一人ひとりの子どもに応じた健全な発達を育む幼児教育に取り組むとともに、子育て部局とも連携を密にし、子育て支援に努めます。

《幼稚園教育の推進》

「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」については、持続可能な運営のための長期的な見通しや展望を持って、就学前教育の充実と見直しを進めます。

《子どもたちのスポーツ・文化活動の推進》

子どもたちが、健やかに成長し、心豊かに生きる力を育めるよう、自然やスポーツ、文化・芸術など様々な分野で地域の参画・協力を得ながら、体験・交流などの学習活動を実施します。

《協働・連携による増進型地域福祉の推進》

近年、少子化や核家族化の増加により、学校以外での集団生活が希薄化するなど、子どもたちを取り巻く環境が変化する中、子どもたちのコミュニケーション能力を養うためには、世代間交流等の取り組みが重要であることから、地域の理想の姿を共有し、実現をめざす増進型地域福祉推進のために実施されている校区交流会議を通じ、学校と地域住民・福祉活動団体・福祉専門機関等との協働・連携を進めてまいります。

《世代間交流の推進》

子どもから高齢者までの世代間交流を図ることで、次の時代を担う新しい世代づくりを進めるとともに、どの世代にも自分の知識や経験を活かし、生涯にわたり学び活躍できる教育を推進します。

《学校における余裕教室の有効活用》

学校と地域の連携を図り、「子ども安全見まもり活動」や「すこやかネット」の活動を支援するとともに、活動の場として学校における余裕教室の活用について検討してまいります。

《災害時における学校施設の利用》

非常災害時において、避難所となる学校施設が効果的に活用できるよう、校舎、屋内運動場、校庭等の利用方法等の計画策定に向け、防災担当部局に協力していきます。

《学校給食を通じた地域との連携》

広く市民が参加できる「ふれあい学校給食試食会」を通して、地域との連携や食文化について理解を深める取組みを進めます。

《子育て支援を地域で支え合うためのコミュニティの構築》

子育て支援に関する様々な地域団体とも連携し、子育て世代の保護者同士の交流・情報交換の場を提供し、子育て家庭の孤立を防ぎ、子どもの健全育成につながるように努めます。

基本方針 4

生涯にわたり、豊かな人生が送れるよう、生涯学習環境を整備します。

《きらめき創造館を拠点とした生涯学習の展開》

きらめき創造館を「若者の育成拠点」「生涯学習推進拠点」となるよう、若者の居場所事業や市民の学ぶきっかけ、学び直しとなる生涯学習事業を展開していきます。

《図書館事業の充実》

市民の誰もが、本に親しみ、読書を楽しみ、本を使って学ぶ喜びが体験できるよう、図書館を中心に関係機関とも連携し読書環境の充実に努めます。

《子どもが読書に親しむことができる環境づくり》

子どもの読書環境においては、2017年度に策定した第2次子ども読書活動推進計画に基づき、家庭、地域、学校、図書館における読書環境の整備に努めます。

《公民館活動の充実と市民交流の場づくり事業の展開》

市民の多様な学習意欲に対応するため、公民館での主催講座の充実を図るとともに、学習を通じた交流や自主的な学習への支援に努めます。とりわけ、市民交流（市内の東西南北交流）に重点をおいて事業を実施してまいります。

《若者の市政への参画》

若者世代が富田林の未来を考え、まちづくりに参加できる新たな仕組みづくりの創設に取り組みます。

基本方針 5

市民一人ひとりが健康で充実した生活が送れるよう、市民文化・スポーツの推進を図ります。

《トップアスリートとの連携などを活かした

あらゆる世代のスポーツ活動の推進》

市民スポーツ、障がい者スポーツの振興に取り組み、トップアスリートとの連携を図ることにより、スポーツやレクリエーションへの関心を高め、市民の誰もが健康で充実した生活を送ることができるように努めます。

《伝統文化の継承と芸術文化に親しむ機会の充実》

子どもたちへの伝統文化の継承や、若者たちの文化芸術活動に対する支援を行うとともに、市民が芸術文化に親しむことのできる機会の充実に努めます。

《富田林ミュージアムの推進》

市民が創造した芸術作品を様々な施設等に展示する富田林ミュージアムを推進することで、文化芸術の振興と醸成を図ります。

基本方針 6

歴史的風土を活かし文化財の保存と活用に努めます。

《文化財や歴史遺産の保存と活用》

本市ならではの歴史的風土や資源を活かし、地域の貴重な文化財や歴史遺産の保存と活用・啓発に努めます。

《郷土の魅力の再発見と継承》

郷土の魅力や伝統ある歴史文化について再発見できる機会の充実に努め、次世代に継承できるように取り組みます。

《郷土資源の活用》

市民が郷土の魅力を再発見できるよう、関係部局とも連携・協力し郷土資源の活用を図ります。

《「富田林寺内町」を拠点とした町並み保存と活用・啓発》

本市に大阪府内で唯一の国の重要伝統的建造物群（重伝建）地区である「富田林寺内町」があることを活かし、全国の重伝建地区がある自治体と相互に連携を図り、町並みの保存や活用・啓発に努めます。